



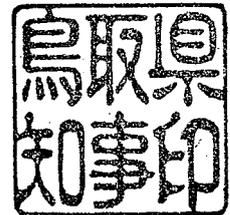
諮 問

鳥取海区漁業調整委員会

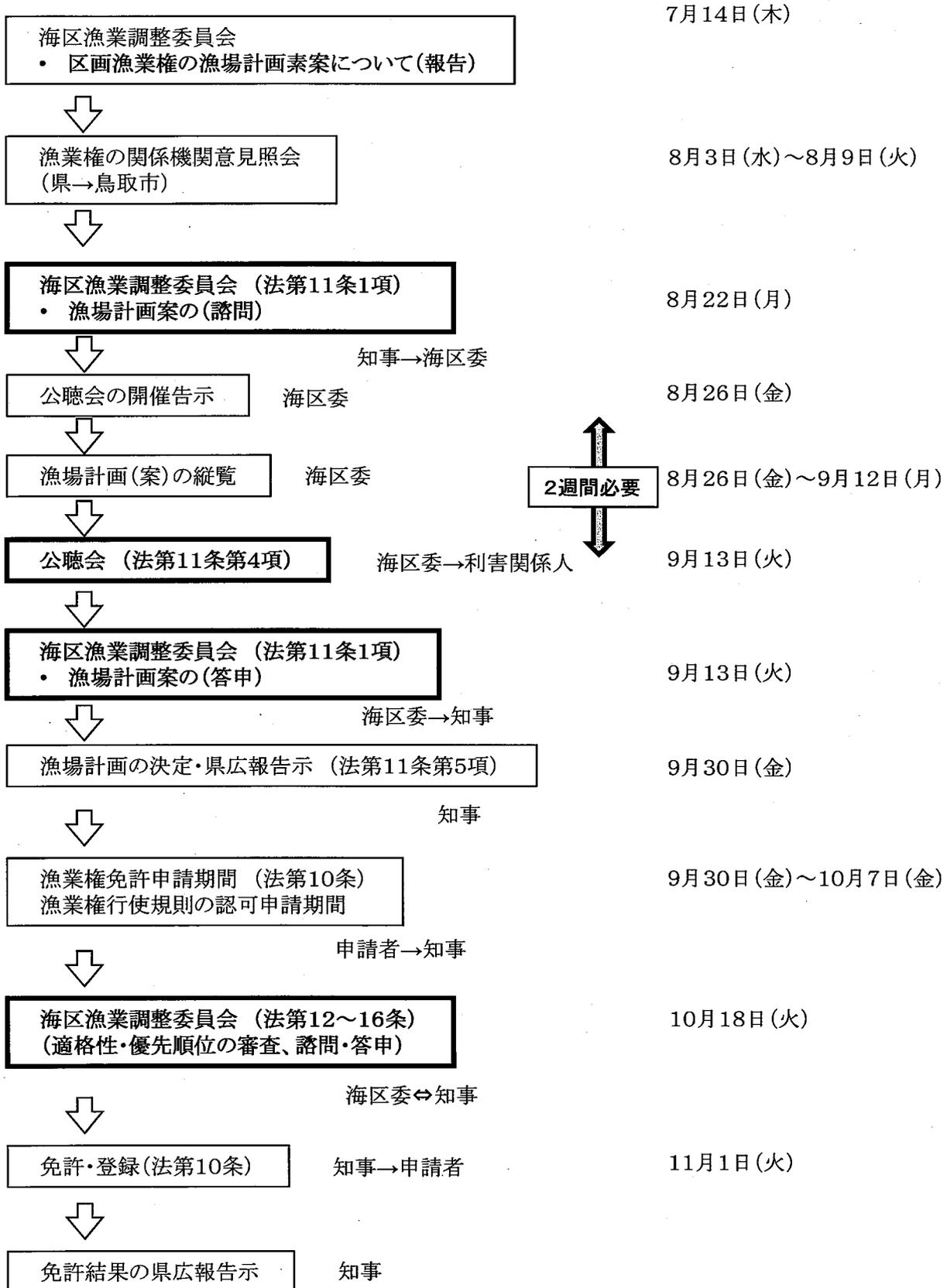
平成28年9月30日付鳥取県告示第605号で公示した海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等に基づき、別添のとおり免許申請がありましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第12条の規定により諮問します。

平成28年10月11日

鳥取県知事 平井伸治



漁業権免許までの今後のスケジュール



↑
2週間必要
↓

第一種区画漁業権（わかめ養殖）における免許条件及び免許の適格性について

1 申請内容

公示番号	海区第16号	海区第17号
漁業種類	第一種区画漁業権	同左
漁業の名称	わかめ養殖	同左
漁場の位置	鳥取市青谷町長和瀬地先	鳥取市福部町地先
地元地区	鳥取市青谷町	鳥取市福部町
存続期間	平成30年8月31日まで	同左
申請者	鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	同左

2 漁業権を免許する条件

1 漁業法第13条【免許をしない場合】の要件に該当しない	申請内容	適否
1) 申請者が第14条に規定する適格性がない	該当せず	○
2) 第11条第5項の規定により公示した漁場計画と申請が異なる	漁場計画どおり	○
3) 同種漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至る場合	該当せず	○
2 漁協の総会で特別決議がなされている。(水協法第50条) ⇒正組合員の1/2以上が出席し、その2/3以上をもって議決の必要がある。	総会議事録により確認	○
1-1) 特定区画漁業権の適格性（新規漁場の場合）（漁業法第14条第6項） 〔新規漁場：漁場計画公示日から1年前まで当該特定区画漁業権が設定されていなかった水面〕	申請内容	適否
・当該特定区画漁業を営まない漁業協同組合であり ・漁場計画に規定する地元地区の全部又は一部をその地区内に含み ・組合員のうち地元地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む世帯が2/3以上であること	適正	○

3 免許申請必要書類及び免許適格要件に対する申請者の適格性

公示番号	申請者の住所・氏名	免許申請書	免許適格者届	添付書類				免許適格要件 B/A ≥ 2/3		
				総会 議事 録の 抄本	登記 簿謄 本	印鑑 証明 書	漁具 図	地元地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数 (A)	(A)のうち組合員が属する世帯数 (B)	B/A (%)
海区第16号	鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	○	○	○	○	○	○	16	16	100
海区第17号	鳥取市賀露町西四丁目1806番地 鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫	○	○	○	○	○	○	7	7	100

4 優先順位

第1順位 漁業法第14条第6項の規定により適格性を有する者
今回の申請者は第1順位に該当（申請は1者のみ）

区画漁業権の適格性の審査・優先順位についての参考資料

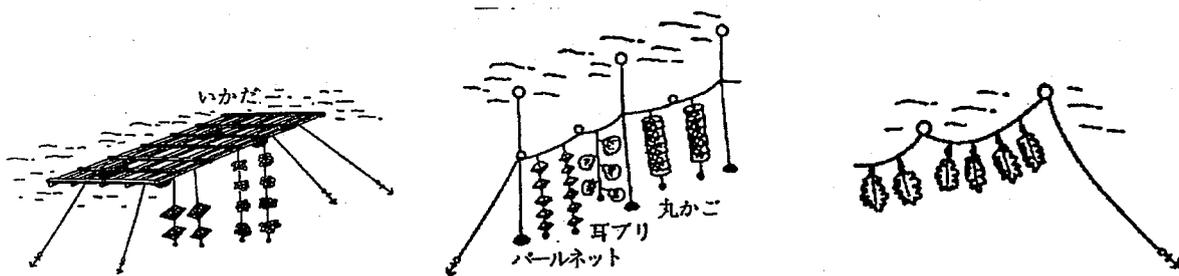
1) 区画漁業権の種類 (漁業法第6条)

漁業権 一定の水面で特定の漁業を一定期間排他的に営む権利であり、行政庁の免許によって設定される。

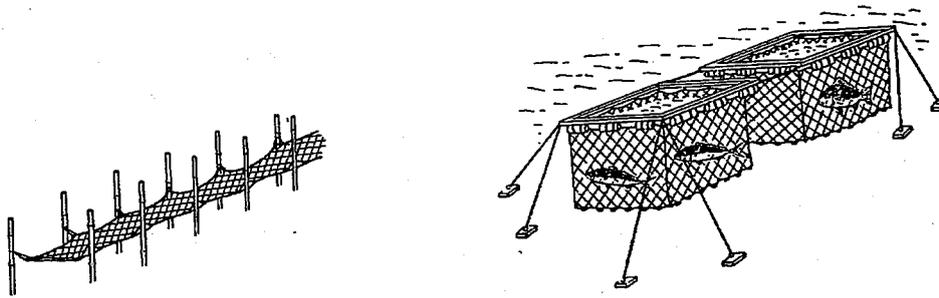
区画漁業権 一定の区域内において養殖業を営む権利

	内容	例 (対象魚種の例)
第一種	一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業	垂下式養殖業 (カキ、ワカメなど) ひび建て養殖業 (ノリ) 小割り式養殖業 (魚類) など
第二種	土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業	築堤式養殖業 (エビ) 網仕切式養殖業 (魚類) など
第三種	上記以外のもの	地まき式貝類養殖業 (アサリ) など

(第一種)



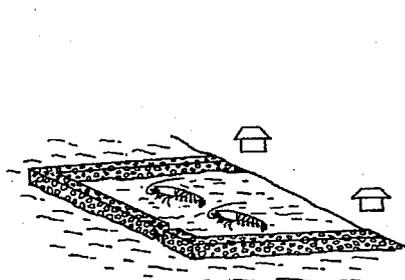
垂下式養殖業 (貝類、藻類など)



ひび建て養殖業 (ノリ)

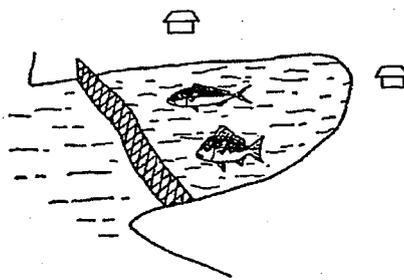
小割り式養殖業 (魚類)

(第二種)

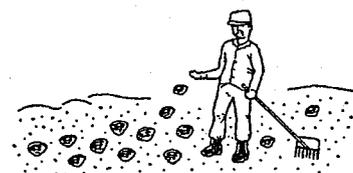


築堤式養殖業 (エビ)

(第三種)



網仕切式養殖業 (魚類)



地まき式貝類養殖業 (アサリ)

図 区画漁業の漁具漁法

2) 特定区画漁業権とは？（漁業法第7条）

次の5種類の養殖業を指し、鳥取県が免許している区画漁業権はすべて該当します。

- | | | |
|-------------------------------|--------------------------------------|--|
| <input type="radio"/> ひび建て養殖業 | <input type="radio"/> 藻類養殖業 | <input type="radio"/> 垂下式養殖業（真珠養殖を除く。） |
| <input type="radio"/> 小割り式養殖業 | <input type="radio"/> 貝類を養殖する第三種区画漁業 | |

〔特徴〕

特定区画漁業権は、

- ① 技術的にも、必要とされる資本の規模からしても多数の漁業者が参入しやすいものであることが望ましい
- ② 原則として他の漁協との複雑な入会関係がなく、地元の漁協に管理を任せてよい等、**区画漁業の中でも地区の漁業者が共同で営む共同漁業に類する性格**を持っています。

また、新たな区画漁業を免許するということは、

- ① これまで共同漁業などで共同利用していた水面の一部を新たに排他的に利用すること
- ② そもそも対象となる漁業を営む者が極めて少ないこと
- ③ しかし、当該漁業は地元地区内の漁業者に営ませることが適当であること

から、**地元沿岸漁業者の大多数が所属している漁協に管理させることが最適**であると判断され、**地元の漁協に優先的に免許される仕組み**となっています。

優先的に免許された漁協の組合員は、漁協が定め、県知事が認可した漁業権行使規則の範囲内で当該漁業を営む権利を有し、漁協はその行使状況を管理することとなります。

なお、優先的に免許される漁協からの免許申請がない場合は、地元地区内外の法人、グループ、個人からの申請に対し、適格性を審査し、優先順位に応じて免許されることとなります。

3) 漁業権を免許しない場合は？（漁業法第13条）

次のいずれかに該当する申請者には免許されません。

- | | |
|---|---|
| ✓ | ① 適格性がない場合 ⇒5)、6)に詳述 |
| ✓ | ② 公示した漁業の免許の内容と異なる申請があった場合 |
| ✓ | ③ その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする 漁業権が不当に集中する恐れ がある場合 |
| ✓ | ④ 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その 所有者又は占有者の同意がない とき。 |

※ ③の条件は、優先順位の審査の結果、その申請者がどの漁業権についても優先して免許されるような場合に考慮されます。

4) 漁協が漁業権を取得するためには？（水産業協同組合法第50条）

- 総会の特別決議（正組合員の1/2以上が出席し、総議決権の2/3以上で可決）

〔参考〕漁業権取得後は、総会の議決を経て、当該漁業権に関する部会を設置することができ、その後の当該漁業権の取得・変更などについては部会の議決で決定することができます。

5) 特定区画漁業権が優先的に免許される漁協の適格性（漁業法第14条）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 当該漁業を漁業権行使規則に基づき組合員に営ませ、自営しない漁協であること② 業種別漁協でないこと③ 地元地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の2/3以上が所属している漁協であること。 |
|---|

※ 「90日以上」とは、厳密に90日以上沖に出ることではなく、網直しなど漁労のための準備日数を含む。また、漁労活動については、当該漁場における操業であるかどうかは問わない。

（参考）漁協の正組合員はその漁協が定款で定める日数を超えて漁業を営む漁業者又漁業従事者（漁業者に限ることも可能。）であり、その日数は年間90日～120日である。

※ 「沿岸漁業」とは、20トン以上の動力漁船を使用して行う漁業を除いた海面漁業。

※ 公示日以前1年間に当該漁場の一部にでも当該漁業権と同様の内容の漁業権が設定されていた場合は、③の条件が「地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の2/3以上が所属していること。」となります。

〔今回は漁協からの申請のみでしたので、ここからは、今回の審査には関係ありません〕

6) 優先的に免許される漁協以外の申請の場合の適格性（漁業法第14条）

海区漁業調整委員会の投票の結果、総委員の2/3以上によって次のいずれにも該当しないと認められた者以外は適格性があると判断されます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 漁業もしくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者。② 漁村の民主化を阻害する者。③ どんな名目によるのであっても、上記の適格性を有しない者によって、実質上当該漁業の経営が支配される恐れがある者。 |
|---|

※ 「漁村の民主化を阻害する者」とは、他の漁民の意思の表明を圧迫し、自らの意思のみにより漁村を支配することによって、漁村における民主的な漁業秩序の構築を妨げる者。

7) 特定区画漁業の免許の優先順位の概要（漁業法第18条）

